

「路上喫煙禁止区域」は、
このようなシール（右図・下図参照）で、路面に表示します



路上喫煙を規制し携帯灰皿
の使用を求め、特に人通りの
路上喫煙の規制

ポイ捨てなどの防止

たばこの吸い殻、チューイー
ンガムのかみかす、空き缶、
ペットボトルの投げ捨てのほ
か、ペットのふんを放置する
などの行為を禁止しています。

環境美化マナーアップ
キャンペーンを実施します

私たちの手できれいなまちに

市では、東久留米市ポイ捨
て等の防止及び路上喫煙の規
制に関する条例により、市民
事業者・企業の皆さんとともに
にまちの美化活動に取り組ん
でいます。皆さんのご理解と
ご協力をお願いします。



みどり東京・温暖化防止プロ
ジェクト市町村助成金事業

環境美化マナーアップキャンペーン活動日程

Table with 3 columns: 日程, 活動場所(集合場所), 活動時間(集合時間). Rows for 5月10日(火) and 5月11日(水) with specific locations and times.

市環境美化推進員と一緒にキ
ャンペーン活動を行っていた
だけの方歓迎です。当日直接
集合場所へ来場ください。
※雨天中止
0・7753へ。



23年度(22年分)児童育成手当
所得制限限度額表

Table with 2 columns: 扶養親族等の人数, 育成手当・障害手当. Values range from 0 to 5 people.

※平成22年分合計所得(収入が給与収入の
みの場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の
金額)から社会保険料控除相当額(一律
8万円)および医療費控除などの各種控除
額を差し引いた額が、所得限度額未満の場
合に受けられます。

児童育成手当(育成手当、
障害手当)に該当する方で、
これまで所得超過などにより
受給していない方は、5月申
請分から22年分の所得で判定
されます(別表参照)。新たに該
当すると思われる方は早めに
申請してください。手当は、
申請した月の翌月分から支給
の対象となります。申請が遅
れますと遅れた分の手当が受
けられませんが、5月中旬に

これまで所得超過などにより
児童育成手当を
受給していない方へ



講師の生島ヒロシ氏

フリーアナウンサーの生島
ヒロシ氏をお招きし、「46億歳
の地球に、今、私たちができ

第15回環境フェスティバル

生島ヒロシ氏講演会

「46億歳の地球に、今、私たちが
できること」

「こと」をテーマに講演をし
ていただきます。
さまざま分野で活躍され
ている講師の貴重なお話を、
ぜひこの機会に聞きに来ませ
んか。後援は首都圏エネルギー
懇談会。
【日時】6月11日(土)午後
2時~3時15分
【会場】市民フアラザホール
【対象】市内在住で中学生以
上の方
【定員】1000人(応募者多
数の場合は、5月17日(火)
午前9時から市役所5階50
1会議室にて公開抽選)
【入場料】無料
※手話通訳あり。
申し込みは5月13日
(金)までに(必着、
(金)1枚の往復はがき
に、住所・氏名・電話
番号・学年(生徒のみ)
を記入の上(返信用表
面にも住所・氏名を書
いて)、〒203-885
55、市役所環境政策

さいわい福祉センター
「難聴者用磁気ループ
システム」を購入しました
ホールや会議室などで音声を正確
に聞き取ることができます

難聴者は補聴器を使用する
ことで会話などの問題が解決
すると思われがちですが、無
選別にあらゆる音が聞こえて
くるため、むしろ聞き分けが
困難で、大変疲れてしまうの
が現状です。特に広い場所や
ホール、会議室、教室、劇場
体育館などで音声を正確に聞
き取ることが困難です。
そこで、補聴器のこうした
限界をカバーするため「磁気
ループシステム」を使用する
と、マイクを通した音が電気
信号に変換されると同時に電
線の中で磁力が生まれ、この
磁力を補聴器で感知すること
で、「音声」として聞くことが
できます。また、同システム
では周りの雑音がほとんど聞
こえず、目的の音を正確に聞
き取ることができます。
この度、さいわい福祉セン
ターでこの「難聴者用磁気ル
ープシステム」を購入し、同
センター内での会議などに利
用していただけるようになりました。
詳しくは障害福祉課 ☎47
0・7747へ。



子育て支援課(市役所2階)
へ申請してください。
【支給対象】次の児童を養育
している方
①育成手当II次のいずれか
に該当する18歳到達後、最初
の3月末日までの児童

【必要書類】①認め印②銀行
口座の分かるもの③請求者お
よび児童の戸籍謄本④23年1
月2日以降に東久留米市に転
入した方は23年度所得証明書
※受給要件によっては、ほ
かの書類が必要になりますの
で、問い合わせください。
なお、現在受給している方は、
6月中旬に現況届を郵送します
ので、必ず提出してください。
詳しくは子育て支援課助成
係 ☎470・7736へ。

▼父または母が死亡▼父
母が婚姻によらずに懐胎し、
父に養育されていない▼父
母は母に重度の障害がある
(身体障害者手帳1・2級程
度)
②障害手当II次のいずれか
に該当する20歳未満の方
▼身体障害者手帳1・2級
程度▼愛の手帳1~3度程度
▼脳性まひまたは進行性筋萎

縮症 (イ) 縮症
【必要書類】①認め印②銀行
口座の分かるもの③請求者お
よび児童の戸籍謄本④23年1
月2日以降に東久留米市に転
入した方は23年度所得証明書
※受給要件によっては、ほ
かの書類が必要になりますの
で、問い合わせください。
なお、現在受給している方は、
6月中旬に現況届を郵送します
ので、必ず提出してください。
詳しくは子育て支援課助成
係 ☎470・7736へ。

国民年金
「だより」
年金を受けている方
が亡くなったとき
は届け出が必要で
す
年金を受けている方が亡
くなられたときは、「年金受
給権者死亡届」を武蔵野年
金事務所に提出してくださ
い。また、年金は亡くなら
れた日の属する月まで受け
取れます。未払いの年金が
ある場合は「未支給年金・
保険給付請求書」も併せて、
共済年金を受給していた場
合は、それぞれの共済組合
に問い合わせてください。
未払いの年金を受けられ
る遺族の方は、年金を受け
ていた方の死亡当時、生計
を同じくしていた配偶者、
子、父母、孫、祖父母、兄
弟姉妹です。なお、年金受
給権者死亡届」の提出が遅
れると年金がそのまま支払
われ、後日、遺族の方から
年金を返納していただくこ
とになりますので、ご注意
ください。また、遺族厚生
年金の請求は、武蔵野年金
事務所で必要書類を確認の
上、手続きをしてください。
共済年金を受給していた場
合は、それぞれの共済組合
に問い合わせてください。
死亡届や未支給年金、遺
族厚生年金の請求について、
詳しくは「ねんきんダイヤ
ル」☎0570・05・11
65(IP電話やPHSか
らは☎03・6700・11
65)または同事務所☎0
422・56・1411(受
付時間は月曜~金曜日の午
前8時半~午後5時15分。
ただし、月曜日は午後7時
まで延長。第2土曜日は午
前9時半~午後4時)へ。